

平成20年10月
警 察 庁

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成20年8月22日から同年9月20日までの間、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、22件の御意見を頂きました。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則が同年10月10日に公布されるに当たり、頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第21号）

2 命令等の案を公示した日

平成20年8月22日

3 頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案第2条中第5条第1項第1号の改正規定を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数 22件

（内訳）

電子メール	21件
F A X	1件
郵 送	0件

頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方について

1 インターネット異性紹介事業の届出手続の整備について(規則案第1条関係)

意見の概要	意見に対する考え方
インターネット異性紹介事業の届出の添付書類について、事務所の使用の権原を有する旨を疎明する書類を加えるべきではないか。	インターネット異性紹介事業は、インターネット上で行われる事業であり、その事業の監督をする上では、事業を行う際に使用する送信元識別符号(URL)を使用する権限について疎明する資料があれば足り、事務所の使用の権原を有する旨を疎明する書類まで求める必要性は乏しいと考えております。

2 児童でないことの確認の方法の厳格化について(規則案第2条関係)

意見の概要	意見に対する考え方
児童でないことの確認の方法について、規則案は厳し過ぎるのではないか。	規則案における児童でないことの確認の方法については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)における電話異性紹介営業の規制内容と同程度であり、厳し過ぎるとの御指摘は当たらないものと考えています。
規則案で規定している方法でも年齢詐称が可能なので、実効性がないのではないか。	従来の規則では年齢確認の方法として利用者の自主申告方式を認めているために年齢詐称による児童の利用が行われている現状を踏まえ、規則案では、自主申告方式をより厳格なものに改め、年齢詐称をより困難にする方法を採用していることから、児童の利用が大幅に減少するものと考えております。
規則案第2条による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。)第5条第4項の規定の趣旨が不明である。同項の役務を提供しない事業形態を明らかにされたい。	規則案第2条による改正後の施行規則第5条第3項及び第4項において、児童でないことの確認の方法について例外規定を設けた趣旨は、異性交際に関する情報のうち利用者同士が会うために必要な情報(以下「特定情報」という。)の授受が制限されている場合については、児童があえてインターネット異性紹介事業を利用する可能性が少ないため、自主申告方式による確認で足りることとしたものです。 また、例外規定に該当する事業形態としては、電子掲示板については特定情報の書き込

	み及び閲覧ができないようにされており、電子メールについては特定情報を含まない定型文によるやり取りに限られている場合等を想定しています。
運転免許証、クレジットカード等の重要なデータをインターネット異性紹介事業者に管理させることは不適當ではないか。	インターネット異性紹介事業者に課せられている義務は、利用者が児童でないことを確認する義務であり、本人を特定するための情報を確認することまでは求められていませんが、この点をより明らかにするため、規則案第2条中第5条第1項第1号の改正規定を別紙2のとおり修正することとします。
運転免許証、クレジットカード等を持っていない者は、インターネット異性紹介事業を利用できなくなってしまうのではないか。	児童でないことの確認において用いられる書面には、運転免許証や国民健康保険被保険者証のほか、健康保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳、旅券、外国人登録証明書等、官公庁、会社、大学等が発行する年齢又は生年月日が記載されている書面が幅広く含まれますので、御指摘のような事態は生じないものと考えております。
インターネット異性紹介事業者以外の者による異性交際希望者が児童でないことの確認及び確認書類のFAXやPDFによる送信を可能とするべきではないか。	識別符号付与業務を第三者に委託することや確認書類をFAXやPDFにより送信することは可能です。
異性交際希望者が児童でないことの確認の方法の一つとして、当該異性交際希望者からクレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受ける方法が定められているが、その同意は、「クレジットカードで支払いますか？」との問いに対し「はい」と答えることをもって足りるのか。	御指摘の「同意」といえるためには、例えばクレジットカードの番号、有効期限等の提供が必要であると考えております。
携帯電話事業者等が提供するフィルタリング・サービスのすべてでフィルタリングの対象となっている出会い系サイトについては、自主申告方式による児童でないことの確認を認めるべきではないか。	携帯電話事業者等が提供するフィルタリング・サービスは保護者の同意があれば当該サービスの提供を受けないことが可能であることから、個々の出会い系サイトがフィルタリングの対象であるかどうかにより、確認の方法を異なるものとするのは適当ではないと考えております。

頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案第2条中第5条第1項第1号の改正規定

修正後

異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。

公示した案

異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢若しくは生年月日を証する書面の提示、当該書面の写しの送付又は当該書面に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。